

令和元年経済センサス-基礎調査

(甲調査及び乙調査確報)

結果の概要

概況.....	1
. 甲調査(民営事業所に関する集計)	
1. 事業所数.....	2
2. 事業所の活動状態.....	3
3. 新規把握事業所.....	4
. 乙調査(国及び地方公共団体の事業所に関する集計)	
1. 事業所数.....	6
2. 事業所の活動状態.....	7
令和元年経済センサス - 基礎調査の概要.....	8
用語の解説.....	10

令和3年3月31日
佐賀県政策部統計分析課

利用上の注意

1. 令和元年経済センサス 基礎調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。
 - 日本標準産業分類A - 「農業，林業」に属する個人経営の事業所
 - 日本標準産業分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
 - 日本標準産業分類N - 「生活関連サービス業，娯楽業」のうち、小分類792 - 「家事サービス業」に属する事業所
 - 日本標準産業分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所
2. 令和元年経済センサス 基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。
甲調査については、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間で、乙調査については、令和元年6月1日現在で実施した結果である。
3. 「確報集計」は回収された調査票に基づく結果も含めて集計されており、外観把握調査（ ）の結果のみを集計した「速報集計」とは数値が異なることに留意が必要である。
外観把握調査とは、統計調査員が担当調査区内の全ての調査対象事業所の名称、所在地及び活動状態を外観等から確認し、その結果を調査員用端末（タブレット端末）に入力する調査のこと。
4. 本文中の「新規把握事業所」は、従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なる。今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加している。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っている。
5. 本文中の「新規把握企業等」とは、令和元年経済センサス 基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている企業等をいう。ただし、本所（本社・本店）が他の場所から移転して現在の場所に新設された企業等も含まれる。
6. 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
7. 売上（収入）金額は平成30年1年間の数値である。また、売上（収入）金額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf
8. 売上（収入）金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない。また、割合（構成比）は小数点以下第2位で四捨五入した。なお、該当数字がないものは「 」とした。

．概況

令和元年経済センサス 基礎調査によると、現在の佐賀県内の民営事業所数は40,291事業所となっている。また、国及び地方公共団体の事業所数は、1,393事業所となっている。（表 - 1）

元年基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査は、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間に、調査員が外観把握調査により事業所の活動状態を調べた結果であり、乙調査は、令和元年6月1日現在の結果である。

表 - 1 事業所数

	民営事業所	国及び地方公共団体の事業所
令和元年基礎調査	40,291	1,393
平成28年活動調査	38,131	...
平成26年基礎調査	39,000	1,450

活動状態別に事業所数をみると、甲調査では、総数のうち存続事業所は35,881事業所となっており、新規把握事業所は4,410事業所となっている。また、休業事業所は557事業所、廃業事業所は3,991事業所となっている。

乙調査では、総数のうち存続事業所は1,329事業所となっており、新規把握事業所は64事業所となっている。また、廃業事業所は120事業所となっている。（表 - 2）

表 - 2 活動状態別事業所数

【民営事業所】

総数 (存続・新規把握)	存続事業所	新規把握事業所	廃業事業所	休業事業所
40,291	35,881	4,410	3,991	557

【国及び地方公共団体の事業所】

総数 (存続・新規把握)	存続事業所	新規把握事業所	廃業事業所
1,393	1,329	64	120

甲調査(民営事業所に関する集計)

1. 事業所数

佐賀県の民営事業所数は、40,291事業所となっている。(表 - 1)

表 - 1 事業所数

都道府県	令和元年基礎調査甲調査			平成28年活動調査
	事業所数	全国に占める割合(%)	増減率(%)	事業所数
佐賀県	40,291	0.6	5.7	38,131

事業所は事業内容等不詳の事業所を含む。
平成28年活動調査は、国・地方公共団体の事業所を除いて調査している。

市町別に事業所数をみると、「佐賀市」が12,659事業所(佐賀県全体の31.4%)と最も多く、次いで「唐津市」が5,921事業所(同14.7%)、「鳥栖市」が3,390事業所(同8.4%)の順となっている。(表 - 2)

表 - 2 市町別事業所数

市町	事業所数	佐賀県に占める割合(%)	平成28年活動調査
			事業所数
佐賀市	12,659	31.4	11,956
唐津市	5,921	14.7	5,512
鳥栖市	3,390	8.4	3,198
多久市	857	2.1	837
伊万里市	2,811	7.0	2,658
武雄市	2,603	6.5	2,538
鹿島市	1,582	3.9	1,577
小城市	1,650	4.1	1,536
嬉野市	1,350	3.4	1,298
神埼市	1,200	3.0	1,148
吉野ヶ里町	524	1.3	495
基山町	647	1.6	630
上峰町	344	0.9	372
みやき町	984	2.4	888
玄海町	281	0.7	255
有田町	1,384	3.4	1,275
大町町	267	0.7	264
江北町	423	1.0	396
白石町	1,030	2.6	942
太良町	384	1.0	356
佐賀県	40,291	100.0	38,131

2. 事業所の活動状態

活動状態別に事業所数をみると、民営事業所40,291事業所のうち、存続事業所は35,881事業所となっており、総数に占める割合は89.1%となっている。一方、新規把握事業所は4,410事業所となっており、総数に占める割合は10.9%となっている。

また、休業事業所は557事業所、廃業事業所は3,991事業所となっている。(表 - 3)

表 - 3 活動状態別事業所数

都道府県	総数 (存続・新規把握)	存続事業所		新規把握事業所		廃業事業所	休業事業所
		総数に占める割合(%)		総数に占める割合(%)			
佐賀県	40,291	35,881	89.1	4,410	10.9	3,991	557

市町別に事業所数をみると、存続事業所は「佐賀市」が10,885事業所と最も多く、次いで「唐津市」が5,218事業所、「鳥栖市」が3,132事業所の順となっている。また、新規把握事業所は「佐賀市」が1,774事業所と最も多く、次いで「唐津市」が703事業所、「伊万里市」が264事業所の順である。(表 - 4)

表 - 4 市町、活動状態別事業所数

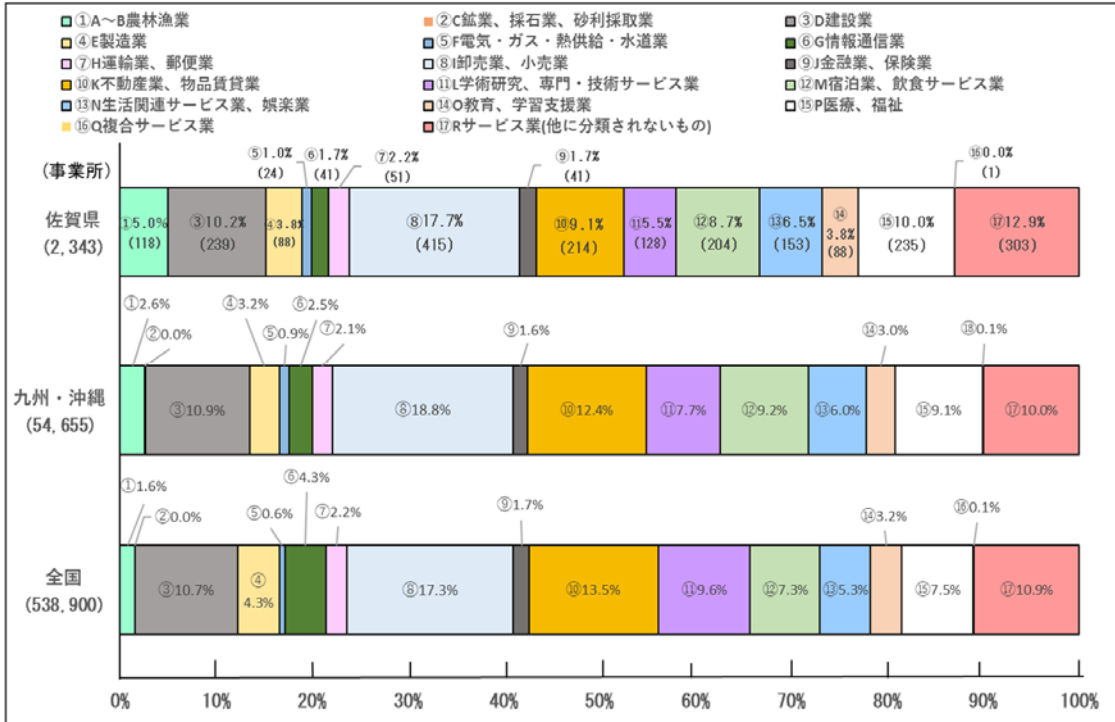
県、市町	総数 (存続・新規把握)	存続事業所		新規把握事業所		廃業事業所	休業事業所
		総数に占める割合(%)		総数に占める割合(%)			
佐賀市	12,659	10,885	86.0	1,774	14.0	1,625	196
唐津市	5,921	5,218	88.1	703	11.9	582	68
鳥栖市	3,390	3,132	92.4	258	7.6	284	34
多久市	857	785	91.6	72	8.4	70	24
伊万里市	2,811	2,547	90.6	264	9.4	218	35
武雄市	2,603	2,396	92.0	207	8.0	238	37
鹿島市	1,582	1,432	90.5	150	9.5	186	10
小城市	1,650	1,476	89.5	174	10.5	133	17
嬉野市	1,350	1,235	91.5	115	8.5	81	27
神埼市	1,200	1,102	91.8	98	8.2	96	18
吉野ヶ里町	524	468	89.3	56	10.7	62	7
基山町	647	597	92.3	50	7.7	56	8
上峰町	344	300	87.2	44	12.8	85	4
みやき町	984	906	92.1	78	7.9	40	24
玄海町	281	251	89.3	30	10.7	10	6
有田町	1,384	1,260	91.0	124	9.0	68	20
大町町	267	245	91.8	22	8.2	26	1
江北町	423	373	88.2	50	11.8	40	4
白石町	1,030	934	90.7	96	9.3	64	10
太良町	384	339	88.3	45	11.7	27	7
佐賀県	40,291	35,881	89.1	4,410	10.9	3,991	557

3. 新規把握民営事業所

(1) 産業大分類別事業所数

産業大分類別事業所数を見ると、「卸売業、小売業」が415事業所(全産業の17.7%)と最も多く、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が303事業所(同12.9%)、「建設業」が239事業所(同10.2%)となっている。(図 - 1)

図 - 1 産業大分類別の事業所数と構成比

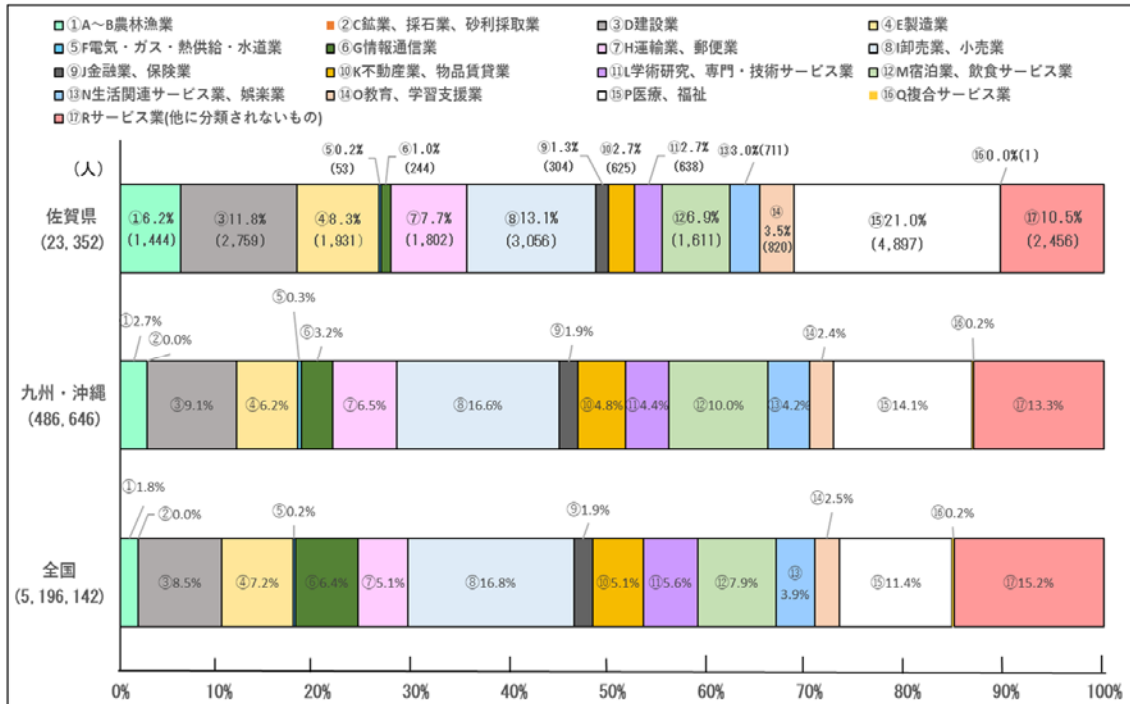


必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

(2) 産業大分類別従業者数

産業大分類別従業者数を見ると、「医療、福祉」が4,897人(全産業の21.0%)と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が3,056人(同13.1%)、「建設業」が2,759人(同11.8%)となっている。(図 - 2)

図 - 2 産業大分類別の従業者数と構成比

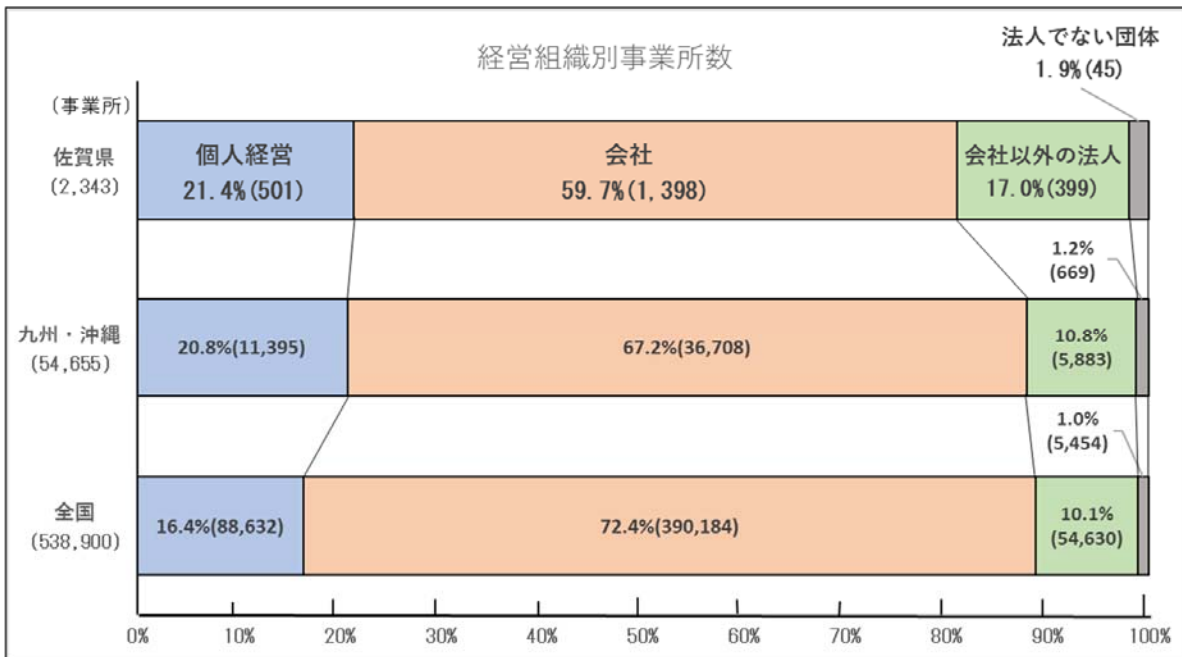


必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

(3) 経営組織別事業所数

経営組織別事業所数を見ると、「会社」が1,398事業所(全事業所の59.7%)と最も多く、次いで「個人経営」が501事業所(同21.4%)、「会社以外の法人」が399事業所(同17.0%)となっている。(図 - 3)

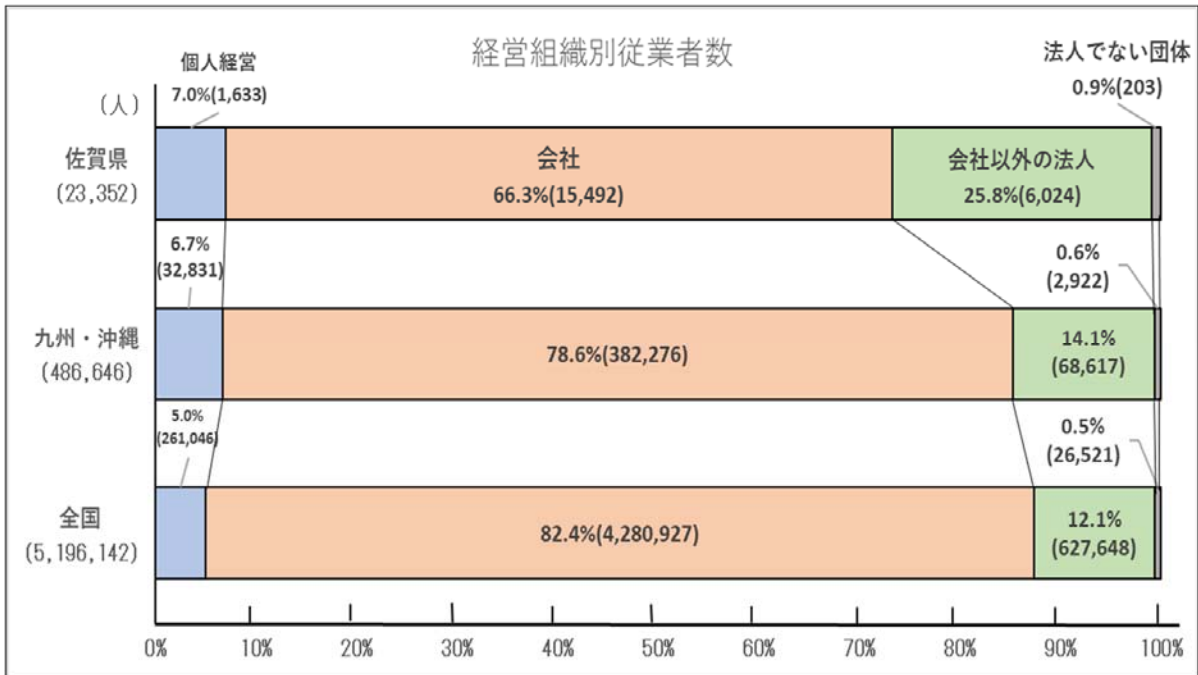
図 - 3 経営組織別の事業者数と構成比



(4) 経営組織別従業者数

経営組織別従業者数を見ると、「会社」が15,492人(全事業所の66.3%)と最も多く、次いで「会社以外の法人」が6,024人(同25.8%)、「個人経営」が1,633人(同7.0%)となっている。(図 - 4)

図 - 4 経営組織別の従業者数と構成比



乙調査(国及び地方公共団体の事業所に関する集計)

1. 事業所数

佐賀県の国及び地方公共団体の事業所数は、1,393事業所となっている。(表 - 1)

表 - 1 事業所数

都道府県	令和元年基礎調査乙調査			平成26年基礎調査
	事業所数	全国に占める割合(%)	増減率(%)	事業所数
佐賀県	1,393	1.0	3.9	1,450

市町別に事業所数をみると、「佐賀市」が321事業所(佐賀県全体の23.0%)と最も多く、次いで「唐津市」が214事業所(同15.4%)、「伊万里市」が132事業所(同9.5%)の順となっている。(表 - 2)

表 - 2 市町別事業所数

県、市町	事業所数	佐賀県に占める割合(%)	平成26年基礎調査
			事業所数
佐賀市	321	23.0	331
唐津市	214	15.4	234
鳥栖市	89	6.4	92
多久市	40	2.9	41
伊万里市	132	9.5	134
武雄市	102	7.3	103
鹿島市	62	4.5	56
小城市	67	4.8	74
嬉野市	55	3.9	55
神埼市	66	4.7	67
吉野ヶ里町	27	1.9	27
基山町	16	1.1	16
上峰町	11	0.8	11
みやき町	46	3.3	46
玄海町	17	1.2	26
有田町	36	2.6	40
大町町	16	1.1	19
江北町	15	1.1	15
白石町	40	2.9	42
太良町	21	1.5	21
佐賀県	1,393	100.0	1,450

2. 事業所の活動状態

活動状態別に事業所数をみると、国及び地方公共団体の事業所1,393事業所のうち、存続事業所は1,329事業所となっており、総数に占める割合は、95.4%となっている。一方、新規把握事業所は64事業所となっており、総数に占める割合は4.6%となっている。また、廃業事業所は120事業所となっている（表 - 3）。

表 - 3 活動状態別事業所数

都道府県	総数 (存続・新規把握)	存続事業所		新規把握 事業所	総数に占める 割合(%)		廃業 事業所
		存続事業所	総数に占める 割合(%)		新規把握 事業所	総数に占める 割合(%)	
佐 賀 県	1,393	1,329	95.4	64	4.6	120	

市町別に事業所数をみると、「佐賀市」が321事業所（佐賀県全体の23.0%）と最も多く、次いで「唐津市」が214事業所（同15.4%）、「伊万里市」が132事業所（同9.4%）の順となっている。（表 - 4）

表 - 4 市町、活動状態別事業所数

県、市町	総数 (存続・新規把握)	存続事業所		新規把握 事業所	総数に占める 割合(%)		廃業 事業所
		存続事業所	総数に占める 割合(%)		新規把握 事業所	総数に占める 割合(%)	
佐 賀 市	321	306	95.3	15	4.7	25	
唐 津 市	214	209	97.7	5	2.3	25	
鳥 栖 市	89	86	96.6	3	3.4	5	
多 久 市	40	34	85.0	6	15.0	7	
伊 万 里 市	132	128	97.0	4	3.0	6	
武 雄 市	102	100	98.0	2	2.0	3	
鹿 島 市	62	52	83.9	10	16.1	4	
小 城 市	67	67	100.0	-	-	7	
嬉 野 市	55	51	92.7	4	7.3	4	
神 埼 市	66	64	97.0	2	3.0	3	
吉野ヶ里町	27	27	100.0	-	-	-	
基 山 町	16	13	81.3	3	18.8	3	
上 峰 町	11	11	100.0	-	-	-	
み や き 町	46	46	100.0	-	-	-	
玄 海 町	17	16	94.1	1	5.9	10	
有 田 町	36	34	94.4	2	5.6	6	
大 町 町	16	14	87.5	2	12.5	5	
江 北 町	15	15	100.0	-	-	-	
白 石 町	40	35	87.5	5	12.5	7	
太 良 町	21	21	100.0	-	-	-	
佐 賀 県	1,393	1,329	95.4	64	4.6	120	

令和元年経済センサス－基礎調査の概要

経済センサス-基礎調査は甲調査と乙調査の2種類からなり、以下、記入を分ける必要があるときには【甲調査】
【乙調査】と明示する。

1. 調査の目的

我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資することを目的としている。

2. 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。(注1)

ただし、国及び地方公共団体の事業所並びに次に掲げる事業所を除く。

大分類A - 「農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの

大分類B - 「漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの

大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、中分類79 - 「その他の生活関連サービス業」

(小分類792 - 「家事サービス業」に限る。)に属する事業所

大分類R - 「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

(注1)物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。

【乙調査】

国及び地方公共団体の事業所

3. 調査事項

【甲調査】

(1) 既存の事業所に関する事項

名称

所在地

活動状態

(2) 新規に把握した事業所に関する事項

名称及び電話番号

所在地

活動状態

従業者数

主な事業の内容

業態

消費税の税込み記入・税抜き記入の別

事業所の年間総売上(収入)金額

開設時期

経営組織

法人番号

単独事業所・本所・支所の別

本所・本社・本店の名称

本所・本社・本店の電話番号
本所・本社・本店の所在地
組織全体の主な事業の内容
組織全体の年間総売上（収入）金額
資本金等の額

【乙調査】

- (1) 既存の事業所に関する事項
名称
所在地
活動状態
- (2) 新規に把握した事業所に関する事項
名称及び電話番号
所在地
活動状態
職員数
主な事業の内容
事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

【甲調査】

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点(調査票記入日)。ただし、調査事項の「年間総売上(収入)金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としている。

【乙調査】

令和元年6月1日

5. 調査の方法

【甲調査】

統計調査員が担当調査区内の全ての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については、「調査票甲」を配布し、郵送又はオンラインによる回収を行った。

総務省 - 都道府県 - 市町村(注2) - 統計調査員 - 報告者

(注2)市には特別区を含む。以下同じ。

【乙調査】

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配布し、オンラインによる回収を行った。

- (1) 国の事業所
総務省 - 報告者
- (2) 都道府県の事業所
総務省 - 都道府県 - 報告者
- (3) 市町村の事業所
総務省 - 都道府県 - 市町村 - 報告者

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。
一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

- ・ 国及び地方公共団体の事業所

法令により独立の機関として、それぞれ場所ごとに設置されている事業所をいう。

- ・ 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

- ・ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

- ・ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2. 活動状態別事業所

- ・ 存続事業所

甲調査においては、平成28年経済センサス 活動調査（以下「28年活動調査」という。）で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年経済センサス 基礎調査（以下「元年基礎調査」という。）で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

乙調査においては、平成26年経済センサス 基礎調査（以下「26年基礎調査」という。）で調査された事業所のうち、元年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

- ・ 新規把握事業所

元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。甲調査においては、他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所及び国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所も含まれる。

- ・ 休業事業所

元年基礎調査で調査された事業所のうち、休業している事業所をいう。

- ・ 廃業事業所

甲調査においては、28年活動調査で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点で存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所も含まれている。

乙調査においては、26年基礎調査で調査された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点では存在しなかった事業所をいう。

3. 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(5) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

(6) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

(7) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(8) 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

4. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5. 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

6. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の内容により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。
なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

7. 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期であり、以下の場合は、その時期を開設時期とする。

- ・個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しない。
- ・個人経営の事業所が株式会社になった場合など、経営組織を変更した場合。
- ・法人が新設（対等）合併した場合。
- ・法人が分割により設立された場合。
- ・この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合。

8. 経営組織

(1) 国及び地方公共団体

国、都道府県、市町村^(注)及び一部事務組合等の事業所をいう。

()市には特別区を含む。

(2) 民間

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

9. 単独・本所・支所の別

企業等を構成している事業所により以下に区分している。

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮などむ含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

10. 本所の所在地

支所（支社・支店）である事業所のうち、本所（本社・本店）の所在地について、次のように区分している。

(1) 同一都道府県

支所の所在する都道府県と本所の所在する都道府県が同一であるものをいう。

(2) 他の都道府県

支所の所在する都道府県と本所の所在する都道府県が異なるものをいう。

11. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。なお、新規把握企業等とは、元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている企業等をいう。企業等の本所（単独事業所の場合はその事業所）が、他の場所から現在の場所へ移転してきた場合も含まれる。

12. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

13. 企業産業分類

組織全体の主な事業の内容により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。
なお、一部の小分類項目については分割したものを小分類としている。

14. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

15. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。